

青森県報

第二千五百九十二号

平成十八年
二月十七日
(金曜日)

告

示

青森県告示第百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき平成十八年二月六日専決処分した平成十七年度青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領は、次のとおりである。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

平成十七年度青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領	（財政課）	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（健康福祉課）	三
生活保護法による医療機関の指定	（同）	三
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	（同）	三
生活保護法による施術者の指定	（同）	三
救急病院の廃止	（医療薬務課）	三
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	（保健衛生課）	四
結核予防法による医療機関の指定	（同）	四
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高齢福祉課）	四
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	（同）	四
種畜の臨時検査の施行	（畜産課）	五
保安林の指定予定	（林政課）	五
土地収用法による事業の認定	（監理課）	五
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（医療薬務課）	八
大規模小売店舗の変更の届出	（経営支援課）	八
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	九

公 告

平成17年度青森県一般会計補正予算（専決第3号）

平成17年度青森県一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ748,291,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地方交付税	231,345,911	335,000	231,680,911
1	地方交付税	231,345,911	335,000	231,680,911
9	国庫支出金	128,500,595	670,000	129,170,595
2	国庫補助金	79,760,604	670,000	80,430,604
歳 入 合 計		747,286,862	1,005,000	748,291,862
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8	土木費	115,688,075	1,005,000	116,693,075
2	道路橋梁費	50,928,534	1,005,000	51,933,534
歳 出 合 計		747,286,862	1,005,000	748,291,862

青森県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
太田耳鼻咽喉科医院	八戸市大字十一日町三八	平成一七・三・三〇
平井内科医院	青森市松原三丁目二の五	一七・三・三〇
富士レディスクリニック	青森市小柳三丁目一の一	" "
高橋眼科	青森市堤町二丁目一の二六	" "
ハート薬局	青森市栄町二丁目三の七	一八・一・三

青森県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
つるかめ歯科	十和田市大字奥瀬字下川目二七の一	平成一七・一〇・七
高橋眼科	青森市堤町二丁目一の二六	一八・一・一
富士レディスクリニック	青森市小柳三丁目一の一	" "
平井内科医院	青森市松原三丁目二の五	" "
ハート薬局	青森市栄町二丁目三の五	一八・一・四
緑の森薬局松島	五所川原市松島町二丁目八九の一	" "

青森県告示第百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	事業者		名称	所在地	休止年月日
	主たる事務所の所在地	所在地			
社会福祉法人まほろば	八戸市小中野八丁目八の八	八戸市小中野八丁目八の八	訪問看護ステーション小中野	八戸市小中野八丁目八の八	平成一八・三・一

青森県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
工藤 涉	つがる市森田町床舞緑野一〇の一七	つがる整骨院	つがる市森田町床舞緑野一〇の一七	平成一八・一・三
石岡 喜信	青森市問屋町二丁目一八の二	ふれあい心のサービス青森営業所	青森市問屋町二丁目一八の二	一八・一・七

青森県告示第百五号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに

より、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	平賀町国民健康保険平賀病院
所 在 地	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山四七の一

青森県告示第百六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ハート薬局 有限会社城南薬局	所 在 地	青森市栄町一丁目三の七 弘前市大字城南三丁目一三の二六	指 定 年 月 日	平成一八・一・三 一八・一・二六
-----	-------------------	-------	--------------------------------	-----------	---------------------

青森県告示第百七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ハート薬局 緑の森薬局松島 ゆりの木薬局ぬかつか 店	所 在 地	青森市栄町一丁目三の七 五所川原市松島町二丁目八九の一 八戸市大字糠塚字下道七の二七	指 定 年 月 日	平成一八・二・九 一八・一・二六 一八・二・一
-----	-------------------------------------	-------	--	-----------	-------------------------------

青森県告示第百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	社会福祉法人七峰会	社会福祉法人桐栄会	社会福祉法人七峰会	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	弘前市大字下白銀町二一の八	青森市浪岡大字樽沢字村元三三〇の七	青森市浪岡大字樽沢字村元三三〇の七	認知症対応型共同生活介護	認知症デイサービス	南津軽郡藤崎町大字水木字浅田九五	平成一八・二・九

青森県告示第百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	名称	所在地	廃止年月日
有限会社 ウイング	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業所 ほほえみ	五所川原市字烏 森四五の一	平成 一八・二〇

青森県告示第百十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十条第二項の規定により公表する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成一八・三・一五	八戸市大字尻内町字蛇ノ沢一 山内牧場畜舎
"	八戸市南郷区大字島守字山田六の一 滝沢牧場畜舎
"	三沢市谷地頭二丁目一四七の二 織笠牧場畜舎

青森県告示第百十一号

次のとおり森林を保安林にする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字横内字八重菊五六

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

十和田市

二 事業の種類

野外芸術文化ゾーン整備事業（仮称）アートセンター建設工事

三 起業地

1 収用の部分

青森県十和田市西二番町地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、十和田市における文化芸術の振興、街並み・住宅の整備、観光の振興等の施策の一環として、新たに美術館を建設するものであり、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当すると認められる。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業を、文化芸術の振興、街並み・住宅の整備、観光の振興等の施策に関する実施計画として平成十七年三月に策定された「野外芸術文化ゾーン基本計画」(以下「当基本計画」という。)における事業の一つとして位置づけ、かつ、既に財源措置を講じており、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

近年、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、文化的な伝統を尊重する心を育てるために欠くことができない重要な要素として見直されている。

文化芸術振興基本法(平成十三年法律第四十八号)第四条においても、地方公共団体は、文化芸術の振興に関し、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する旨定めているところである。

このような中、十和田市においても心豊かな文化の香り高いまちづくりに向けて、優れた文化芸術にふれる機会や創作活動の体験・発表機会の充実等を図る文化芸術の振興を施策の一つとして位置づけているところであるが、現在、十和田市における芸術文化に関する専用施設は未整備の状況にある。

また、十和田市の中心市街地は、幕末の安政二年に新渡戸博が長男十次郎とともに「無益の原野」といわれた三本木原の開拓に着手したことはじまり、格子状に整然と区画されたその街並みの建設は札幌よりも早く、近代都市計画のルーツと呼ばれ、その中心には、官公庁、商業、金融、情報機能が集積し、市民や圏域住民の生活の拠点として重要な役割を果たしてきた「官庁街通り」がある。「官庁街通り」は、桜や松並木のコントラストが相まって特徴ある美しい景観を誇り、

「日本の道百選」にも選定された十和田市のシンボルロードとして重要な観光資源であるとともに、地域の祭りやイベント等の会場、散策の場として市民に親しまれているところであるが、近年の国の省庁再編による事務所閉鎖や合同庁舎新設に伴う出先機関の転居等により空き地が増加し、シンボルロードとしての景観を損ないはじめている状況にある。さらに、十和田市の中心市街地は、モータリゼーションの進展による生活行動の広域化、郊外型大型小売店舗の立地の影響に加えて、近年の景気の低迷が重なり、その活力が失われつつある状況にある。

十和田市は、このような状況に対処するため、平成十七年三月に当基本計画を文化芸術の振興、街並み・住宅の整備、観光の振興等の施策に関する実施計画として策定した。

当基本計画は、「官庁街通り」を「野外芸術文化ゾーン」としてひとつの「美術館」のように見立てて、通りや空き地にアート作品を展示し、芸術文化の鑑賞・体験・創造空間の場とすることにより、地域の芸術文化の振興、「官庁街通り」の景観保全、中心市街地の活性化等を図ることを目的とするものである。

本件事業は、当基本計画に基づき、芸術文化作品の鑑賞・体験する場を提供し、市民のさまざまな芸術文化活動をサポートすることで、地域の芸術文化の振興を図り、また、芸術文化活動を通して市民のコミュニケーションを誘発することで、街の賑わいを取り戻し、「官庁街通り」を人が集う、さらに魅力的な場とすることを目的とした、野外芸術文化ゾーンの拠点施設となる美術館「(仮称)アートセンター」(以下「本件施設」という。)を建設する事業である。

本件事業が完成すれば、十和田市の重要な観光資源であり、市民の誇りでもある「官庁街通り」の景観保全に寄与するほか、市民生活に芸術文化のもつるおいやゆとりといった心の豊かさを提供することができるようになる。また、アート作品を通じて多種多様な表現形態に接する機会が増えることで、世界の多種多様な文化、考え方を感知し、学ぶことができ、市民の文化資質の向上や知的好奇心の刺激や充足、特に子供達にとっては、創作活動等の体験や経験を通じた芸術文化面での教育的効果が期待できるものである。さらに、芸術プログラムの実施を通じ、新たなコミュニティの形成や既存コミュニティの強化が図られることにより、地域活動が活性化され、ひいては中心市街地の活性化にも資することが期待されるなど、本件事業により得られる公共の利益は存するものと認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益として、周辺地域に対する工事中の騒音・振動、供用後の騒音・日照・施設利用者の車両による交通の影響が考えら

れる。起業者は、工事施工中の騒音・振動に関しては、低騒音型・排出ガス対策型の重機を使用することとし、供用後には施設駐車場利用者に対してアイドリングストップについての理解と協力を求める対策を講じる等、本件施設の適正な管理運営に努めることとしている。また、本件施設の利用に伴う交通の影響については、周辺の道路網が格子状に整備され、本件施設へのアクセスが集中しないこと、周辺には、大型バスが駐車可能な駐車場が点在していることから、交通渋滞が生じる可能性は低いものと考えられる。さらに、日照に関しては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の基準を満たしていることが確認されている。

以上のことから、本件施設は、周辺地域に対する騒音・日照・交通渋滞の影響を最小限に止めるよう配慮されており、影響は軽微であると認められる。

また、周辺の自然環境への影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）により環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。さらに、史跡・文化財への影響については、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）による埋蔵文化財包蔵地の存否について、起業者が十和田市教育委員会に確認調査を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

本件事業の事業計画の合理性については、本件事業が、当基本計画に基づき、敷地を含めた建物全体そのものがアート作品として機能する、野外芸術文化ゾーンの拠点施設となる美術館「（仮称）アートセンター」を建設する事業であることから、起業地の選定位置については、

ア 野外芸術文化ゾーンとして整備するシンボルロード「官庁街通り」に面すること。

イ 必要な用地面積が確保でき、経済的であること。

ウ 支障物件が少なく、地域住民に与える影響が少ないこと。

等を基本条件とし、官庁街通り南側案 十和田市西三番町地内（以下「第一候補地」といふ。）、官庁街通り北側案 十和田市西二番町地内（以下「第二候補地」といふ。）の二案の候補地を検討している。

この二案の検討において、第一候補地は、一部用地取得済みであるが、十和田市郷土館、十和田広域シルバー人材センター及びこれら利用者の駐車場等の移転

が必要となることから、社会的、経済的に劣っている。また、本件施設が機能するための必要面積が確保できないため機能的に劣っている。第二候補地は、更地であるため社会的、経済的に優れている。また、本件施設が機能するための必要用地面積が確保でき、施設正面が南向きとなることから機能的に優れている。よって、本件申請案である第二候補地は、第一候補地よりも社会的、機能的、経済的に優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較者量した結果、本件事業により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件

起業者である十和田市は、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するために欠くことができない要素である文化芸術の振興、十和田市の重要な観光資源であり、市民の誇りでもある「官庁街通り」の景観保全、十和田市の生まれた歴史を象徴し、まちの「顔」でもある中心市街地の活性化等への取り組みについて求められており、本件事業の施行により得られる文化的、社会的効果はできる限り早期に発現される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、さらに、収用の範囲は、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の規定による図書の縦覧場所

十和田市役所企画財政部企画調整課



特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品の名称及び数量
シンチカメラ装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年十二月八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社八甲メディカル
青森市自由ヶ丘二丁目二〇の四〇
- 六 契約金額
一億二千六百万円
- 七 随意契約の理由
一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第六号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十七年十月七日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン下田ショッピングセンター
上北郡下田町字中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社
上北郡下田町字中下田一三五の二
代表取締役 羽間和彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ケイニーノ 青森市新町二丁目二の一 代表取締役 清野守	削除	平成 一六・一・三
ジャスコオート株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 代表取締役 本田進	スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 代表取締役 小松治夫	名称の変更 一六・一・三 代表者の変更 一七・一・三

- 四 届出年月日
平成十八年二月八日
- 五 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び下田町役場
- 2 期間
平成十八年二月十七日から同年六月十七日まで
- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年六月十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>開発区域（工区）に含まれる 地域の名称</p> <p>つがる市木造朝日一二の二、一三の二 及び一三の二二、木造朝日二二の二地 先</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及 び氏名（名称）</p> <p>宮城県岩沼市下野郷字新南長沼一の二 株式会社サセキ東北</p>
--	---

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭